

労働者・使用者の皆様へ

悩まず どんとこい労働相談 週間

大分県労働委員会が集中労働相談会(秘密厳守・無料)を開催します。平日夜間や土日も相談可能ですのでどうぞお気軽にご利用ください。

なお、平日(9時～17時)であればこの期間以外でも随時相談を受け付けています。

実施期間 令和5年2月1日(水)～2月7日(火)

平日:9時～20時(来所相談の受付は19時まで)

土日:9時～17時(来所相談の受付は16時まで)

○電話相談:097-536-3650

097-506-5251

097-506-5241

○来所相談:大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

※来所相談の際は事前にご連絡をお願いします。



大分県労働委員会は労使間紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行ったり、適切な機関をご紹介します。

大分県労働委員会の「あっせん」とは・・・

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

[来所相談のご案内]

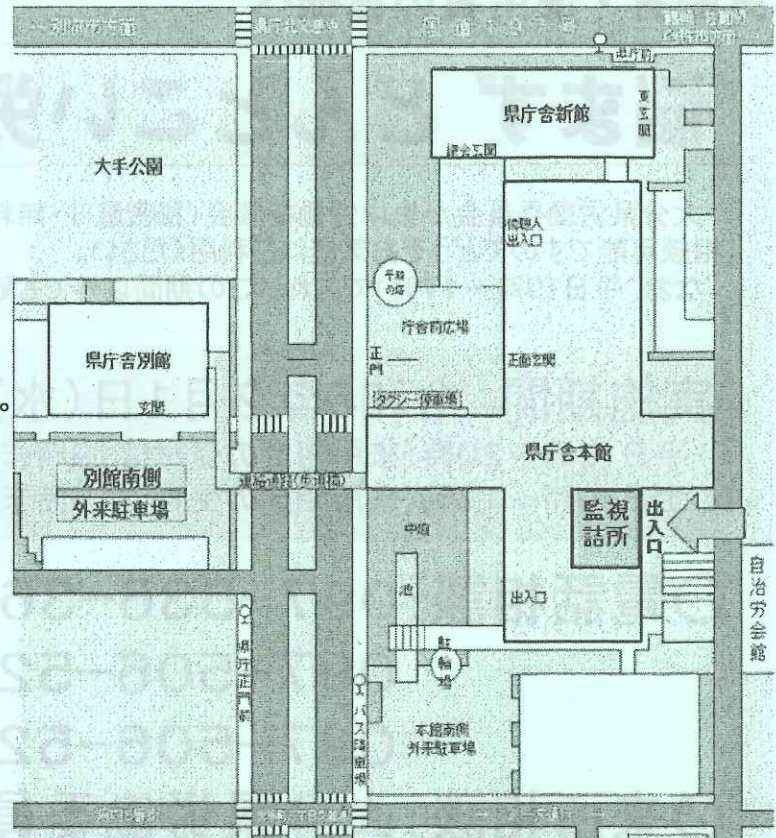
※来所相談の際は事前にご連絡ください。

※県庁の外来駐車場は利用できません。
近隣の有料駐車場をご利用下さい。

※2月4日(土)、5日(日)に来所される際は、右図の県庁舎本館の「監視詰所」にて労働相談の旨をお伝えください。
労働委員会事務局職員がご案内します。

※労働委員会のホームページについては

こちらから→



労働問題Q&A

Q：うちの会社には年次有給休暇がないってホント？

A:いかなる会社においても、使用者は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して10日以上の有給休暇を与えなければなりません。また、パートなどの非正規労働者にも、週所定労働日数や労働時間に応じて有給休暇を付与しなければなりません。

Q：職場で上司のパワハラに困ってます。どうすればいいの？

A:パワハラの記録(メモ、録音)を整理したうえで、会社内での解決を求める場合は会社の苦情窓口(若しくは労働組合)、会社の安全配慮義務等に対する助言・指導を求める場合は労働局、第3者のあっせんによる解決を求める場合は労働委員会若しくは労働局、加害者や会社の法的責任を問うことを希望する場合は弁護士へご相談ください。

Q：突然、社長から「辞めてほしいので、退職願を出してくれ。」と言われた。

A:解雇するためには、解雇理由に客観的合理性があり、社会通念上の相当性が認められることが必要です。社長だからといって自由に労働者を解雇することはできません。社長の発言は退職勧奨と考えられ、退職願は、形式上労働者の「使用者への合意解約の申し込み」と解釈されることから、退職する意思がないのであればはっきりとその旨を伝え、安易に提出しないことが大切です。

Q：残業代を払ってもらえない。

A:残業代等の未払賃金がある場合、まずは労働契約書や労働条件通知書を基に未払賃金の額を特定することが必要となります。その上で、使用者に対し未払賃金の支払いを書面で請求しましょう。もし、請求しても使用者が応じない場合は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に相談することもできます。なお、未払賃金の請求権の消滅時効は「3年間」となっているので、注意が必要です。